

☆ 広報誌「平和の文化をきづく」NO. 64 ☆

2001年から2010まで国連「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」

◆ 「平和の文化に関する宣言と行動計画の履行」(国連決議案A/66/273)

国連の決議した「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」は昨年末をもって終了しました。その後国連での動きは見えなかったのですが、今年の5月にユネスコから国連事務総長に10年のまとめの文書が提示され、7月15日付けのA/66/150*においてagenda15として位置づけられ、8月5日付けで、上記「平和の文化に関する宣言と行動計画の履行」(国連決議案A/66/273)として提出されています。最終的な決議として決定されればResolutionとして出されることとなります。以下8月5日付けのAgendaから項目と最後のまとめを紹介します。

<国連事務総長は65/11国連総会決議に続いて提出されたユネスコ事務局長からの報告をここに提示する>

1. 「平和の文化に関する行動計画」の履行について

*ユネスコ(UNESCO)・国際労働機関(ILO)・国連食料及び農業機関(FAO)などの果たした役割

- A. 教育を通じて「平和の文化」を育成する行動について
- B. 持続可能な経済的及び社会的発展をすすめる行動について
- C. あらゆる人権の尊重を促進する行動について
- D. 女性と男性の間の平等をすすめる行動について
- E. 民主的な参加を育成する行動について
- F. 理解と寛容、連帯を促進する行動について
- G. 参加型のコミュニケーションと自由な情報の流通をサポートする行動について
- H. 世界平和と安全を促進する行動について

2. 平和の文化と非暴力を促進する未来の行動について

3. 勧告

83: 国連総会は以下の行動を行なうように願うものである。

- (a) 文明間の対話や相互の対話と同様に、平和の文化や文化的多様性、寛容、相互理解、友好そして非暴力を取り上げている全ての文書を国連総会に報告する調整の可能性を探求し、政策の一貫性を強める。
- (b) 地域的及び各国チームを含めて、国連の発展グループ(United Nations Development Group)に対して、各国共通プログラム作成と文書作成を含むこと、とりわけ、紛争後の和解と同様に紛争予防と解決を含めた平和の文化と非暴力に焦点を当てた計画の構成要素である「国連発展援助枠組み(United Nations Development Frameworks)」を含むことを要求する。
- (c) 国家レベルの必要性により良く対応できる協働(synergy)と首尾一貫性(coherence)、そして協同(coordination)をきづくために、国連の各国チームが訓練のモジュールや学習教材を開発し、訓練のためのワークショップを提供することをその地域に発達させるための「国連組織スタッフ集団」(United Nations System Staff College)を招くことを要求する。
- (d) 共通の主導権について議論し、適切なゴールと計測可能な期待される結果を伴った行程表の発展を考慮し、そうした結果の適応を注視するために、平和の文化と非暴力に関する国内的なワーキンググループを確立する。
- (e) 国家的、地域的なメカニズム、暴力と闘い日々の平和を確立するために、人権を基盤とした視点からの文明間の対話と文化の多様性優位性に光を当てるような異文化間フォーラムのような、国家のおよび地域的なメカニズムを確立するユネスコの努力を歓迎し、そのような努力を平和の文化に貢献するという文脈での努力を支えることを締約国に求める。
- (f) 異文化間の対話を促進するのに積極的な組織や、共に平和に生きるための新しい原動力を創造するために

持続可能な発達を育てることに貢献している組織の間にリンクをつなげることを締約国に求める。

<以下勧告部分の英文>

3. Recommendations

83. The General Assembly may wish to consider the following actions:

- (a) Explore the possibilities for harmonizing reporting to the General Assembly on all issues that deal with a culture of peace, cultural diversity, tolerance, mutual understanding, rapprochement and non-violence as well as intercultural dialogue, including interreligious dialogue, so as to strengthen policy coherence;
- (b) Call on the United Nations Development Group, including its regional teams and all United Nations country teams, to include in common country programming exercises and documents, mainly United Nations Development Assistance Frameworks, programme components focused on the promotion of a culture of peace and non-violence, including, as appropriate, on conflict prevention and resolution as well as post-conflict reconciliation;
- (c) Invite the United Nations System Staff College to develop in that area training modules and learning materials and offer training workshops for United Nations country teams in order to build synergies, coherence and coordination, enabling the teams to better respond to country-specific needs;
- (d) Establish an inter-agency working group on a culture of peace and non-violence to discuss common initiatives and to consider developing a road map with goals and measurable expected results and to monitor the implementation of such efforts;
- (e) Welcome the efforts of UNESCO to establish national and regional mechanisms, such as intercultural forums to highlight the benefits of intercultural dialogue and cultural diversity from a human rights-based perspective in order to fight violence and build peace in everyday life, and invite Member States to sustain those efforts in the context of their commitment to a culture of peace;
- (f) Encourage Member States to create links among organizations that are active in promoting intercultural dialogue and that are committed to fostering sustainable development and peace in order to create a new dynamic for living peacefully together.

< 2011年度総会資料より >

IV. 2011年度活動予定

1. 平和の文化と非暴力に関する取り組みをすすめる。

*本会は国際連合の「平和の文化に関する宣言」ならびに「行動計画」の精神をふまえて、日本に平和と非暴力の文化をきずくことを目的とする。(平和の文化をきずく会会則第2条【目的】)

*この会はその目的を達成するために、会員の自主的な活動を尊重しつつ次の活動を行なう。

- ア. 研究会、講習会、懇談会の開催
- イ. 平和の文化に関する情報交流と資料の提供
- ウ. 様々な団体との交流
- エ. その他「平和の文化」をすすめるために必要なこと

(平和の文化をきずく会会則第5条【活動】)

1) . 「わたしの平和宣言」署名の取り組み

(1) 国際年の取り組みと同じように数の集約を行う。

(2) 様々な組織に呼びかけ、平和運動の一環として取り組み、その集約数字は関連機関に報告する。

2) . CPNN (Culture of Peace News Network : 平和の文化ニュースネットワーク)

(1) 今後とも現在のHPを維持しつつ、投稿の記事を広げて行く。

(2) モデレーターを養成するためのワークショップを行い、記事が掲載される可能性を拡大する。

* 400字を含めた投稿の規則を文書化して広める

- ①積極的である②理解可能③短い(日400字/英200語)④わくわくする ⑤首尾一貫した
- ⑥礼儀正しい⑦真実である⑧相互作用の⑨具体的⑩公共の利益

HP: <http://blog.goo.ne.jp/cpnn>

3) . 平和の文化に資する材料・教材の整理,平和教育の実践などをまとめる

- (1) まとめる母体として日本ハグ平和アピール平和教育地球キャンペーンとの連携によってすすめる
- (2) 教材・関連団体等についてはHP上に載せられるようにしていく
- (3) 『戦争をなくすための平和教育』等の出版物を普及させる。

HP: <http://gcpej.jimdo.com/ >

4) . 子どもと青年が主体となっている平和の文化をきづく活動に対して協力していく。

- (1) 戦争展実行委員会の高校生や大学生、高校生平和ゼミ、ピースボート、その他大学生や高校生ユネスコ、あるいはユニセフの青年たちとの連携をとり、必要に応じて援助していく。
- (2) 大学の自治会や高校の生徒会に対して「わたしの平和宣言」を紹介して、取り組みをお願いする。
- (3) 以上を踏まえてネットワーク団体を広げていく。

5) . 「九条の会」をはじめとして、憲法を守り発展させる人々との協力をすすめる

HP: <http://www.9-jo.jp/>

6) . 出版活動などを積極的にすすめる。

- (1) ブックレット5集を広める。
- (2) 『戦争をなくすための平和教育』の普及
- (3) 新しい冊子作成に向けて準備する。

7) . 宣伝

- (1) 講演会やシンポジウムを開く
- (2) ブックレット(1集から5集)やベティ・リアドン翻訳書の普及
- (3) ニュースの発行(2ヶ月に1回を目安に)
- (4) 手製の資料集などを作成・販売する
- (5) ホームページ(Web-site)の充実

HP: <http://homepage2.nifty.com/peacecom/cop/>

8) . 定期的な研究会を開く

9) . 平和に関わる様々な運動及び研究団体を、平和の文化という視点で働きかけ横につないでいく活動をすすめる

- (1) 各団体の連絡先などの一覧を作成する
- (2) 必要に応じて各団体に呼びかけなどを行う

10) . 平和博物館との連携を強め、積極的に出かけていながら平和の文化をすすめる活動を促進する。

11) . 戦争や暴力文化を助長するメディア等への取り組みをすすめる

- (1) 新聞、テレビ、ゲームなどの暴力肯定をなくす取り組み
- (2) 戦争おもちゃへの取り組み

12) . トランセンドなどの紛争転換の方法を実践的にすすめる運動にかかわる。

13) . その他「平和と非暴力の文化」に貢献することに取り組む

14) . 国連が「平和の文化」に引き続いて取り組むよう働きかけていく。(国連、国連広報センターなど)

2. 震災被害への対応

15) . 3月11日の東日本大地震の災害を踏まえ、きづく会として可能な支援を行なっていく。また原子力の問題では平和と非暴力の観点から議論をすすめ、安全で持続可能なエネルギーへの転換をすすめる。

VI. 2011年度役員

(1) 代表

藤田 秀雄 (立正大学名誉教授)

(2) 幹事

浅川 和也 (東海学園大学)

阿原 成光 (民主教育研究所)

いとうたけひこ (和光大学)

金子 真 (歴史教育者協議会)

菊地 恵子 (新英語教育研究会)

杉田 明宏 (大東文化大学)

瀧口 眞央 (さいたま教育文化研究所)

奈良 勝行 (法政大学)

塙 清子 (教育科学研究会)

松井 ケティ (清泉女子大学)

小島健太郎 (成蹊中高)

馬場 千枝子 (ヒューマンリソース)

岡崎 聡介 (日本機関紙協会埼玉県本部)

秋林こずえ (立命館大学)

竹内 久顕 (東京女子大学)

(3) 事務局

瀧口 優 (白梅学園短期大学)

(4) 監事

松本 孚 (相模女子大学)

諫山 和可 (都立小山台高校)

<顧問>

浅井 基文 (広島平和教育研究所)

高野 哲郎 (東京平和国際教育研究会)

堀尾 輝久 (民主教育研究所)

柳沢 民雄 (新英語教育研究会)

◆第120回幹事会報告

9月30日(金)に開催した第120回幹事会は、出席者が少なかったために実質的な審議ができませんでした。

◆連絡・情報コーナー

★2011年度の会費(現在25名)を郵便局の払い込み用紙で以下の郵便振替口座へ2000円お願いします。(00120-0-182008 平和の文化をきずく会)

*記入済みの払い込み用紙をなくしてしまった方は郵便局にて青い振込み用紙を手に入れて上記の口座をお願いします。

★PCのメールアドレスがある人は教えてください。

既にこちらに届けてある方もあると思いますが、手書きでは間違いも多く、実際に届かない例もあります。今後はニュースの配布を電子データで送りたいと思っています。以下のアドレスに「平和の文化をきずく会アドレス」として名前を入れて送ってください。

takiguchi - masaru@r8.dion.ne.jp

次回の121回幹事会は11月11日(金)18時30分からJICA地球ひろば(地下鉄日比谷線広尾駅下車A3出口)ミーティングルーム2で開催します。問合せ電話は080-3450-6878(瀧口)へお願いします。

1. 国連動向について

2. 『平和教育を問い直す』(竹内久顕編著 法律文化社)について他

JICA地球ひろば所在地 〒150-0012 東京都渋谷区広尾4-2-24 電話番号:03-3400-7717(代表)

*国連で「平和の文化」について決議された文書が次のHPに掲載されています。

http://www3.unesco.org/iycp/uk/uk_sum_refdoc.htm

*「きずく会」のホームページ (<http://homepage2.nifty.com/peacecom/cop/>)

*平和の文化ニュースネットワーク (<http://blog.goo.ne.jp/cpnn>)

*事務局:〒332-0015 川口市川口2-15-1-1004 瀧口優 048-254-5074(TEL)048-254-5051(FAX)

< 掲示板 >

1. World Campaign : The Right of Peoples to Peace

いま国連人権理事会で議論されている「平和への権利」。平和を国と国との関係だけではなく、一人ひとりの市民や集団が政府や国に求めることのできる「権利」であり「人権」であることを、国連の宣言として確立しようとする動きです。2006年からこの国際キャンペーンの中心を担ってきたスペイン国際人権法協会の方を招いて、「平和への権利」とは何か、日本政府が提唱する「人間の安全保障」との関係について学ぶ集いをおこないます。

平和的生存権を世界でただひとつ憲法に書きしるした日本の市民として、何ができるのかともに考えてみませんか？

平和への権利国際キャンペーン 東京集会

とき：2011年12月10日（土）午後1時開場

ところ：明治大学（駿河台キャンパス）リバティータワー1114 教室

資料代：1000円

パネリスト：スペイン国際人権法協会会長 カルロス・ビヤン・デュラン氏
東京大学総合文化研究科教授 佐藤安信氏

報告：スペイン国際人権法協会 国際キャンペーン責任者 デビド・フェルナンデス・プヤナ 氏
平和への権利国際キャンペーン・日本実行委員会

【共同代表】

海部幸造（弁護士・日本民主法律家協会副理事長）新倉修（青山学院大学・日本国際法律家協会会長）
前田朗（東京造形大学）

【事務局長】

笹本潤（弁護士・日本国際法律家協会事務局長）

【連絡先】

日本国際法律家協会 東京都新宿区四谷1-2 伊藤ビル2F ーB

☎03-3225-1020 Fax03-3225-1025

メール：LEH00076@nifty.ne.jp

はじめに

2010年度の研究テーマは「平和の文化」をめざす国連の「世界の子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」（以下「国際10年」）の最終年にあたり、中学校や高校の現場において、平和の文化や非暴力がどのように位置づいているのか調査し、学校教育における今後の課題を明らかにすることであった。

1. 調査の概要

(1) 調査項目

- ①学校の教育目標における平和の文化や非暴力、人権教育、環境教育、国際理解教育の項目の有無について
- ②平和の文化や非暴力、人権教育、環境教育、国際理解教育、道徳教育をすすめる組織や指導者の有無について
- ③平和の文化や非暴力、人権教育、環境教育、国際理解教育の視点の学校運営への反映の有無について
- ④授業における非暴力や平和、環境教育、人権教育、国際理解教育の推進について
- ⑤子どもの権利条約について
- ⑥学習環境整備について
- ⑦その他学校の中での「非暴力」や「平和」についての意見（記述）

(2) 調査方法

埼玉県内の公立中学校（431校）及び公立高等学校（150校）の学校長宛にアンケート用紙を送付（郵送）し、回答はファックスでお願いするという方式にした。

当初は全国の高校を視野に入れての調査を考えたが広すぎることもあり、前年度の自治体調査で過半数の市が回答してくれており、教育行政としても積極的に取り組んでいるという回答した埼玉県を調査の対象に選んだ。調査用紙は早めに来ていたが、実際に埼玉県を対象にしぼったのは

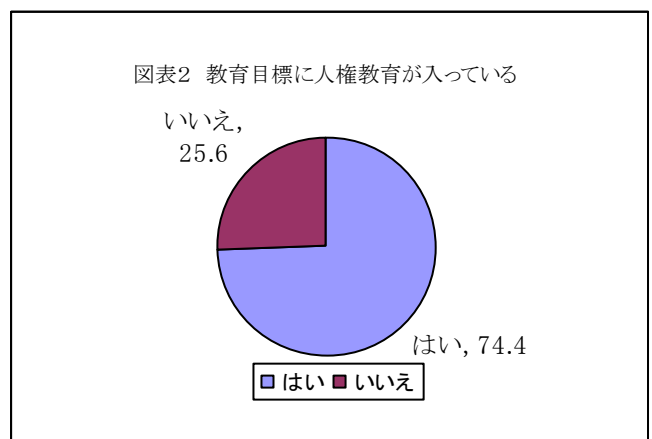
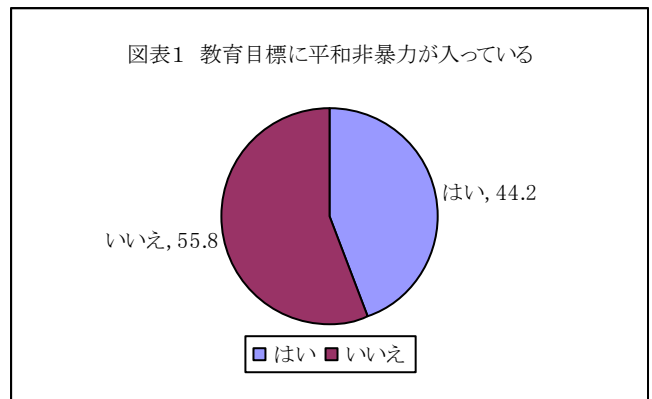
瀧口 優（保育科）・瀧口真央（嘱託研究員）
遅く、大学の研究倫理審査委員会での検討を経て、学校現場に調査用紙が届いたのは1月下旬である。

2月末を締め切りに回答を求めたが、3学期の学期末であるということと3月に入って東日本大震災が発生し、実際に回答を寄せてくれたのは埼玉県内の中学校と高等学校581校中42校である。

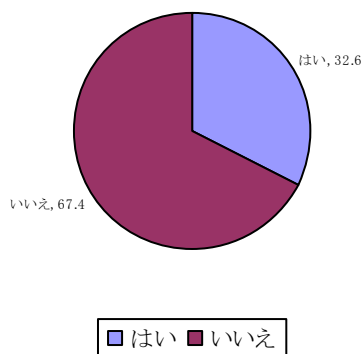
2. 結果と考察

(1) 学校の教育目標における平和の文化や非暴力の項目について

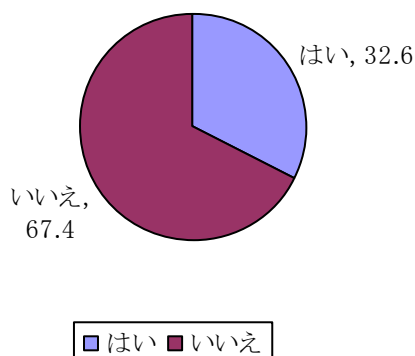
各学校が掲げる教育目標は、県教育委員会（高校）や教育事務所（中学校）からの指示のもとに作成されているので、ある程度同じような内容にならざるをえないが、それでも以下の図表1から図表4に示されているような違いが見られる。



図表3 教育目標に環境教育がある



図表4 教育目標に国際理解教育が入っている



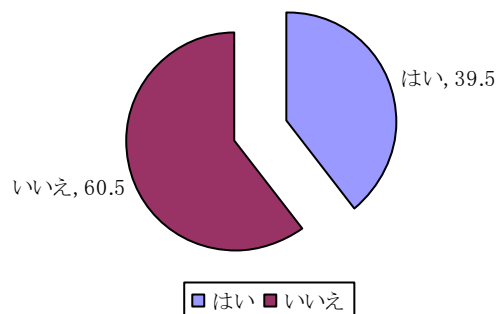
具体的な記述の中ではどのような表現が盛り込まれているのか書かれているが、「平和や非暴力」では日本国憲法の前文を取り入れたり「生命の尊重」などの表現が見られる。「人権教育」では「人権教育の尊重」「思いやりのある生徒」が多い。「環境教育」では「自然や生き物を愛護し、公共物を大切にする」や「教育環境の整備・美化緑化を図る」などというストレートなものが見られる。「国際理解教育」では「国際的な視野に立って諸外国の人々や文化の尊重」という理想的なものもあれば「英語科の教科目標」として教科任せになっているところもある。

全体的な評価としては「人権教育」に対してはしっかりとした目標を掲げている学校が多い反面、「平和・非暴力教育」「環境教育」「国際理解教育」についてはまだまだ目標として掲げている学校は少ないということが読み取れる。

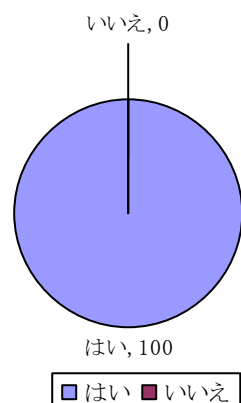
(2) 平和の文化や非暴力をすすめる組織や指導者の配置について

教育目標に掲げるということは当然それを積極的に推進する組織や人の配置が求められる。図5から図9は各学校の担当者の配置状況を示したものである。

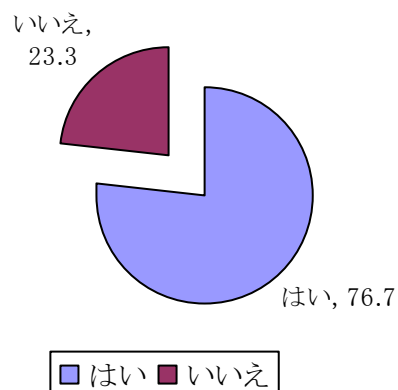
図表5 平和非暴力の担当者がいる

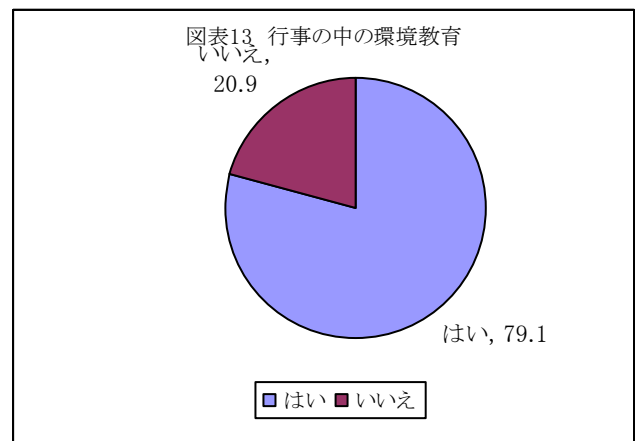
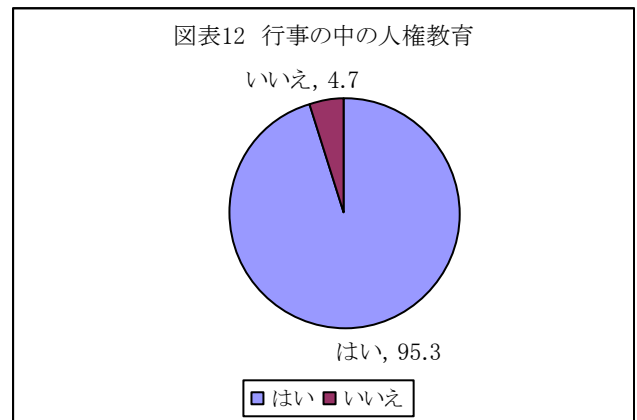
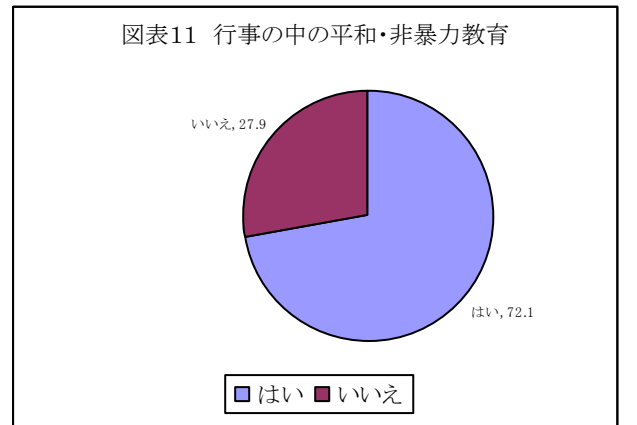
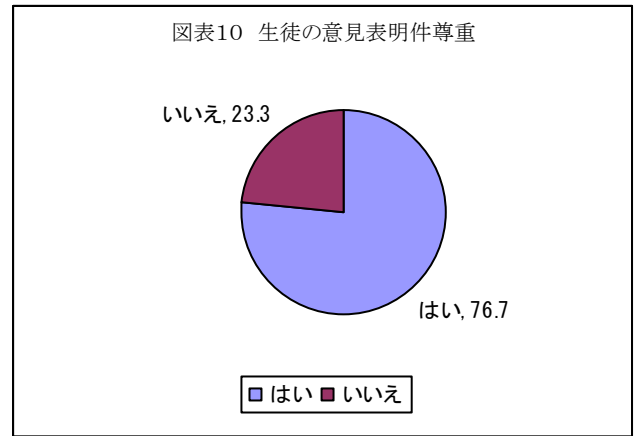
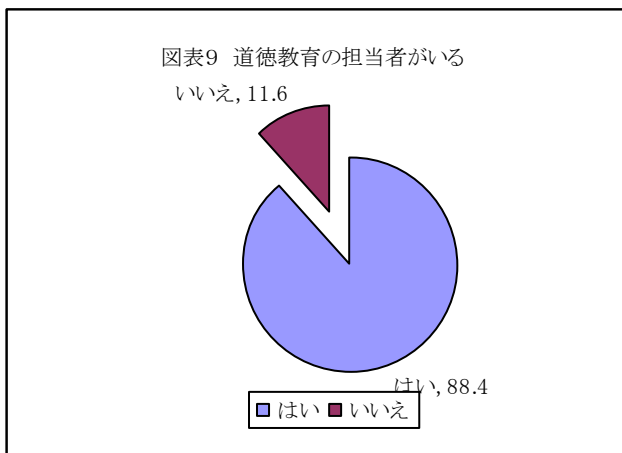
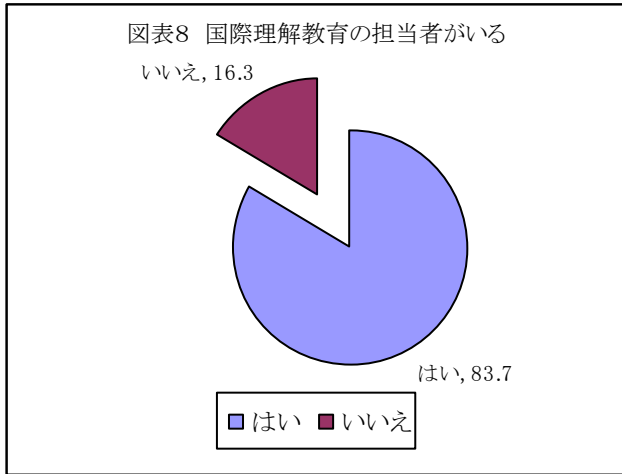


図表6 人権教育の担当者がいる



図表7 環境教育の担当者がいる





「平和・非暴力の教育の担当者」の配置はほぼ4割と少ないが「人権教育」「環境教育」「国際理解教育」そして「道徳教育」については高い割合となっている。特に「人権教育」については全ての学校で配置されており、埼玉県全体が人権教育に関心を持っていることが読み取れる。

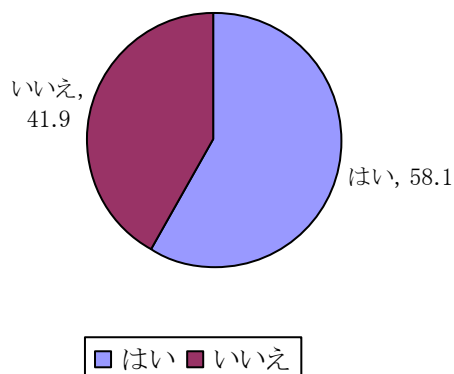
この項目の全体的な評価としては、各学校が重要なテーマについて人を配置する努力をしているということである。

(3) 平和の文化や非暴力の視点の学校運営のへの反映について

今回の調査は国連の「世界の子どものための平和と非暴力の文化国際10年」(2001年から2010年)の最終年にあたり、各学校においてどのような変化が見られるのかを明らかにするのが目的であった。

各学校において平和の文化や非暴力の視点が学校運営に反映されているのか学校行事を中心に以下図表10から14にまとめた。

図表14 行事の中の国際理解教育



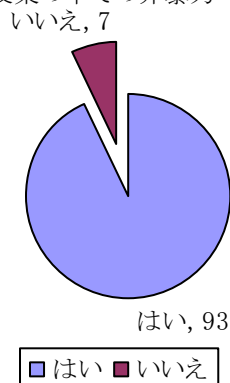
各テーマとも 50%を越える取り組みの評価で、人権教育や環境教育については学校行事の中でも特に積極的に位置づいている。図表 10 の「生徒の意見表明の場の保証」であるが、記述部分では「生徒からの提言」「学校評価協議会（年 3 回）」「年 2 回の生活アンケートの実施等」「子どもの人権フォーラム」など、子どもの権利条約が施行されて以後の子どもの参加が形となっていることが読み取れる。

また学校行事では「修学旅行」や「コンテスト」「講演会」「映画会」などを活用して各テーマごとの取り組みを行なっている。

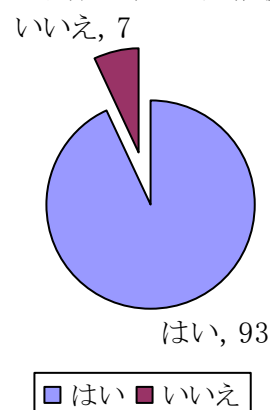
(4) 授業について

図表 15 から 18 までは各テーマが授業の中でどのように扱われているのかを尋ねたものである。なお道徳教育については授業で扱うことが義務付けられているので設問からは外してある。

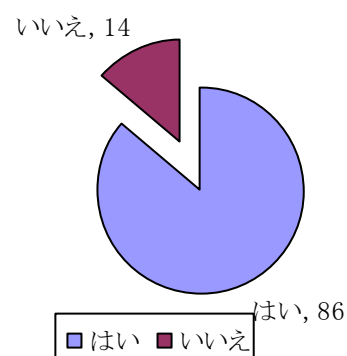
図表15 授業の中での非暴力・平和教育



図表17 授業の中での人権教育



図表18 授業の中での国際理解教育



「国際理解教育」が少し下がるが、「非暴力や平和」「人権」「環境」については多くの学校において積極的に授業で取り組んでいることが読み取れる。

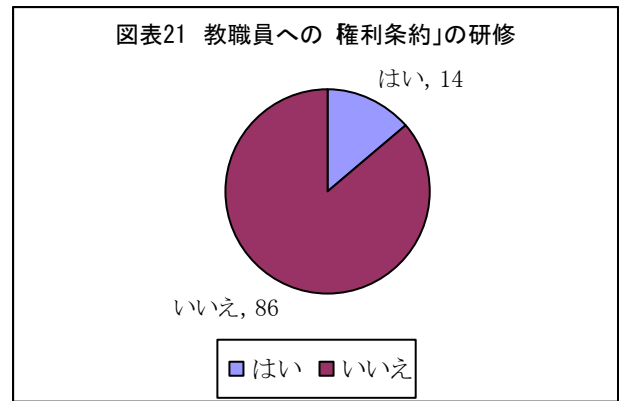
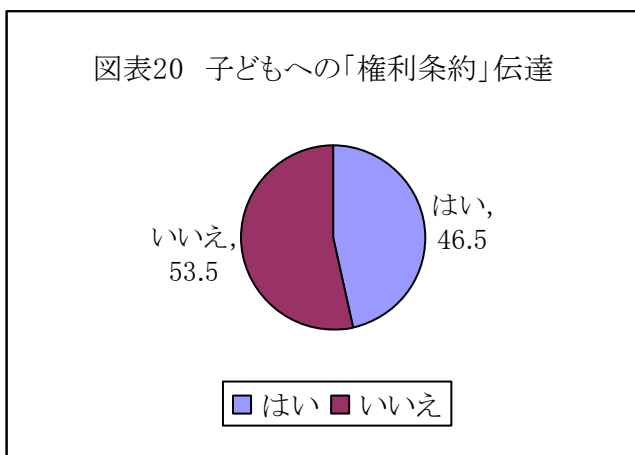
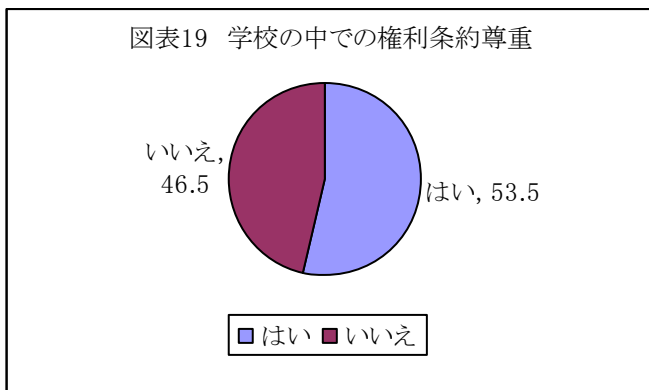
具体的には「非暴力・平和教育」については「総合的な学習の時間」「道徳」「公民」「社会科」「学級活動」等、「人権教育」は「道徳」「社会科」「総合的な学習の時間」「国語（作文）」等、「環境教育」

については、「社会科」「総合的な学習の時間」の他に「技術家庭科」「理科」の他に「公民」や「保健」などでも取り組まれている。理科が圧倒的に多い。「国際理解」は「社会科」「地歴」「公民」などが見られるが圧倒的に「英語」が多い。「数学を除く全教科等で年内計画に基づき実施」というところも見られる。

授業においてもこれらのテーマが積極的に取り組まれていることが読み取れる。

(5) 子どもの権利条約について

図表 19 から図表 22 は「子どもの権利条約」が各学校においてどのように位置づいているのかを尋ねた結果である。1994 年に日本政府が批准し、それに基づいて日本政府、とりわけ文部科学省が積極的に取り組むことになっていったわけである。2010 年の 6 月に国連の「子どもの権利委員会」から出された 3 回目の勧告によれば、まだまだ日本の子ども達の「権利」が保証されていないという評価から考えると、もっと積極的に取り組まなければならない課題である。

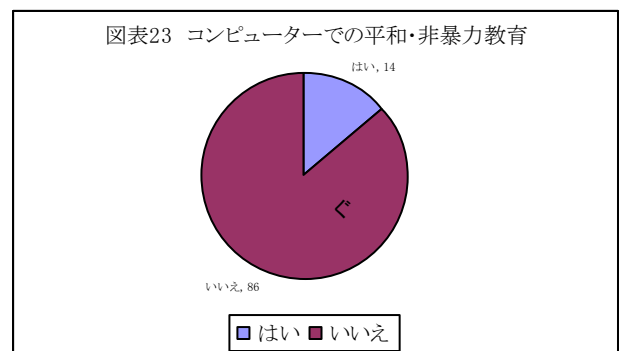
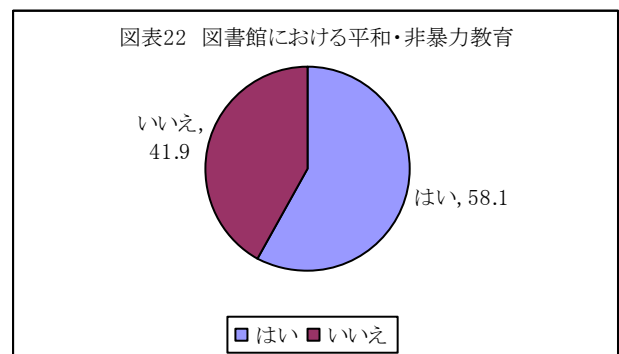


各学校の努力で「子どもの権利条約」が少しずつ子どもに伝わっているであろうことが読み取れる。記述部分では「学校評価、意見自由記述（無記名）」や「特別支援教育の視点に立つ」などが具体的に提示されている。

しかし教職員への研修は約 14%とほとんど行なわれていないという状況では、子どもたちにもきちんとした内容は伝わっていないのではないかと心配される。教育委員会や文部科学省の積極的な対応が求められるところであろう。

(6) 平和・非暴力に関する学習環境整備について

図表 22 と 23 は「平和と非暴力」の教育を行事や授業以外でどのように取り組んでいるのかを尋ねたものである。



図書館では平和や非暴力についてある程度積極

的に取り組んでいる様子うかがえるが、コンピューターを通じた情報教育においては、まだまだ取り組みができていないというのが調査の結果である。

3. まとめ

まず埼玉県全体（中学校・高校）に依頼した調査であるが、回収が 42 通にとどまってしまったのは残念であり、こうした調査を教育行政として行ってほしいと思う。

ただ数が少ない中で多くの学校が意欲的に回答してくれており、他の学校が同じように取り組んでいるとすれば埼玉県は平和・人権・環境・国際理解そして子どもの権利条約に積極的に取り組んでいるといえる。

背景としては、人権教育については「埼玉県人権教育推進協議会」が埼玉県教育委員会の中に置かれ、学識経験者や教育関係者だけでなく、人権教育を推進している教職員組合代表や関係行政機関、公募委員らが日常的に点検していること、環境教育については同じく埼玉県教育委員会として「環境教育に関する資料」を発行して各学校にその推進を求めていること、国際理解教育については教育委員会ではないが「埼玉国際協力協議会」などの NGO ネットが組織されて各学校との連携を進めていることや総合的な学習の時間における「国際理解」の取り組みなどがあること、そして子どもの権利条約については 2002 年 3 月に公布された「埼玉県子どもの権利委員会条例」に基づ

いて「埼玉県子どもの権利擁護委員会」が設置され、子どもの権利侵害状況について報告されるというシステムを確立していることがある。

残念ながら平和教育については埼玉県としての行政的な位置づけがなく、学校や地方教育委員会まかせとなっていることが全体的な数値の低さにつながっているのではないかと推測される。

「国際 10 年」が終わって、世界が平和と非暴力の文化を推進できたかどうかを評価するにあたって、学校教育の場でどのような対応がなされているのかが重要なポイントとなる。残念ながら日本全体としてはこの「国際 10 年」に対応できずに終わってしまったが、学校現場においてもそのことが数字に表れており、今後の課題となるであろう。（アンケート集計協力 竹内曜子）

<参考文献・資料>

- ・平成 21 年度埼玉県子どもの権利擁護委員会の概要
<http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/404977.pdf>
- ・埼玉県 2002 埼玉県子どもの権利擁護委員会条例（埼玉県条例第 24 号）
- ・埼玉県教育委員会 2006 埼玉県人権教育推進協議会規程
- ・瀧口優・瀧口真央 2010 地方自治体に見る「平和の文化と非暴力」への意識 白梅学園大学・短期大学 教育・福祉研究センター年報 15 号